

住まいから考えるシングルマザーの支援

——コロナ禍の教訓を踏まえ今大阪でできる事——

西脇邦雄

はじめに

今回の論考は、二〇二三年二月十九日に開催した「住まいから考えるシングルマザーの支援〜コロナ禍の今大阪でできる事」(第十六回自治体政策研究会)での報告を、研究ノートに構成したものです

【西脇】二〇二三年五月には、コロナが五類になる予定で日常が戻ってくると盛んに言われるようになりました。しかし、日常に単に戻るだけでいいのか、コロナが突きつけました様々な問題があります。例えば地球温暖化による自然破壊の問題や、広がった格差分断の問題、特にシングルマザーの皆さんに大きなしわ寄せがいったことは記憶に新しいことです。今回の勉強会ではこの実態をもう一度明らかにして、日常への戻り方を考えたいと思います。

去年は斎藤幸平先生をお招きし、土地や水、道路もコモンであり共有財産であるということと社会のあり方を問い

直そうという指摘をいただきました。今日は、追手門大学の地域創造学部地域創造学科の准教授である葛西リサ先生をお迎えしています。出版されている本に「母子世帯の居住貧困」というものがあります。また近著で「13歳から考える住まいの権利」という本があります。先ほど、葛西先生、武議員さんと議論していたのですが、日本で家の問題というのは、住宅は個人の能力、所得の問題で、自己責任とされてきました。持ち家率が全国平均すると六割あることで、野党あるいは革新と言われるところが住宅政策を掲げずに選挙になる。なぜ住宅問題が選挙の争点にならないのか。例えばイギリス労働党とかドイツの社会民主党は、勤労者向け住宅をこれだけ作る、あるいはケア付きや省エネ住宅をこれだけ作ると言う事はもう当たり前の政策で、ヨーロッパでは住宅政策が労働者を代表する政策のポリシーとして存在していると聞いています。そういった問題もこの会を機会に考えたいと思っております。

もう一人のゲストは長年にわたり生野区で活動されている武直樹市会議員さんです。実はシングルファーザーの経験者で、一人親になった苦勞を受け止めて、シングルマザーの声にも寄り添って声を届けることが武議員の活動スタイルです。

武議員の資料では大阪市の母子家庭が三万八千世帯を超えることがわかり、葛西先生の資料では七人に一人が子どもも貧困であるというデータが出ています。その中でもシングルマザーの世帯は、子どもの貧困というギリギリのラインでの生活しているのが実態です。葛西先生にはまずコロナの中のシングルマザーの厳しい状況を明らかにしていただき、その後住宅に対する民間の取り組みと尼崎市での取り組みを紹介していただきます。民間でのシェアハウスや、名古屋の千年（ちとせ）住宅さんがソーシャルミックスという民間での取り組みをしています。尼崎では、コープこうべが尼崎市から目的外利用で四百戸程度の公営住宅を借り上げ家賃月六五〇〇円でシングルマザー支援に当たっています。

司会者と打ち合わせの時に、「自治体ガチャ」という事を聞きました。尼崎なら離婚したらプレシングルマザーが六五〇〇円で入れる住宅を市が提供してる。それなのに大阪市にはなぜないのかという事です。住んでる場所の違いで、これだけ政策に差があつていいのかということ。住宅がずっと自己責任のままにされている、どんな状況になっても自己責任のままでもいいのかということが、今日の研究会の問いかけです。本日の司会はおおさか commons という市民活動の会二人が司会をしますので、最後までよろしくお願いいたします。

■ 住まいから考えるシングルマザー支援——葛西リサ氏からの報告——

【葛西】 本日は住まいから考えるシングルマザー支援というタイトルで、前半では資料を参照しながら皆様と情報共有をいたします。後半は、民間では、最近、空き家が増えてきており、従来は賃貸住宅の事業者さんたちもシングルマザーや住宅に困る人たちに対しては、お客さんとは見なしてこなかったという経緯があります。しかし空き家が増えてきたことよって、民間もリスクヘッジをしながら、薄利でもどのように儲けていくかを考える事業者さんが増えていきました。その中で全国的に様々な事例が出てきています。後半ではそのような事例を挙げております。

どのエリアにも空き家はあります。最近の事情としては、知恵と工夫と資金があれば何かができるというように、ドラスティックに変わってきた住宅市場の成果は喜ばしいことです。住宅市場からすると空き家増加はリスクだと考える側の人もいますが、他方、私たちのように住宅困難層を支援してきたものからすると空き家の増加はチャンスです。

まず平時とコロナ禍の母子世帯の居住貧困の関係を整理したいと思います。コロナ禍以降、取材依頼や講演依頼が増えました。その中でコロナ禍のシングルマザーの居住貧困や状況変化を頻繁に聞かれています。私の回答としまし

では、決してコロナがシングルマザーの居住貧困を引き起こしたわけではないという事です。平時から苦しい状況があり、それがコロナによって露呈したという事です。平時にはクオリティの高い住宅で幸せに暮らしていたわけではなくて、本当に底辺をへばりつくように一生懸命頑張ってきた方が、コロナによって家賃が払えなくなったのが今の状況です。従って、平時のことがわからなければコロナ禍のことがわかりません。

●なぜ住宅に困るのか〈資料3〉

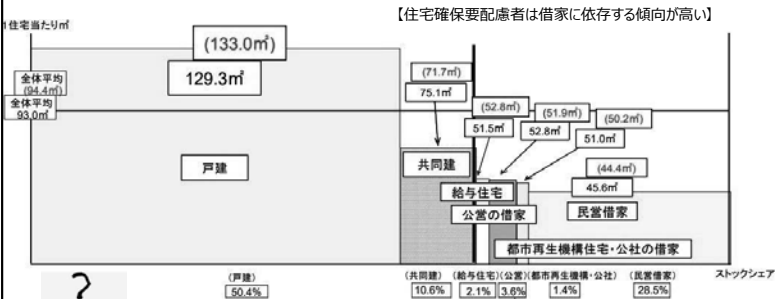
そもそもなぜ住宅に困るのかということ。日本は圧倒的な持ち家社会で平均は六割です。大都市部なら五割で平均を切りますが、富山などの地方に行くと平均八割の場所もあります。これは自助努力で住宅を獲得した結果と言えます。長期ローンを組み、持ち家を獲得しているという事です。

なぜ住宅政策が進まないかと言うと、自助努力で住宅を獲得している人が大多数なので、住宅に困っている人に対する

3. そもそもなんで住宅に困るの？



- ・日本は持家率が高い国（6割）であり、残る3割が、公的補助のない民間の賃貸住宅
- ・低所得者向けの公営住宅は、約4%程度と少ない
- ・【住宅に困る人の多くが公的な補助のない民間賃貸住宅へ依存】
- ・民賃は、仕事の状態や収入審査があり、連帯保証人が求められるなど確保のハードルが高い
- ・高齢、障害、LGBTなど、低額所得でなくとも、入居差別を受ける可能性もある。高齢者の場合、孤独死など懸念
- ・民賃は、低家賃になればなるほど狭い、古い、設備が悪い、立地が悪いなど低質になる



して支援をするといってもコンセンサスが得られないという状況があります。住宅に困っている当事者やシングルマザーにも話を聞いてきましたけれど、住宅の話よりも子どもの教育をまず挙げられます。家賃削っても子どもの教育とおっしゃいますが、住宅については収入が低いので、ワンルームで仕方ないと言われます。従って医療や教育、福祉に関しては権利を主張することがあっても、住宅のことを権利として主張することがあまりなく、声を上げられるところは少ない。そういった理由で政治の領域でも住宅は票になりにくく、一部のマイノリティの人たちだけに限定された支援もありますが、幅広く広範囲に普遍的な支援が育ってこなかったと思います。

持ち家がこれだけマジョリティがゆえに、住宅に困る人が入る住宅は僅か三・六%です。公営住宅が僅か三・六%となっています。URへの入居は二%ありますが民間の市場家賃と同等にしなさいと国交省から言われていますので、家賃が安いわけではありません。URも古い建物であれば家賃が安い場合もありますが、市場と競合していますので入りやすいものではなく、住宅に困る人は公営住宅の三・六%を目指すしかありません。また、民間賃貸住宅に高齢者は入りにくいので、公営住宅を目指す方は圧倒的に高齢者が多いです。さらに収入に困って行き場がない方たちは、積極的に公営住宅を使っていくしかありません。シングルマザーも低所得階層も、標準世帯で収入が低い人も住宅に困っているわけです。コロナ以降、特にそうです。この三・六%の公営住宅にみんなが集中します。しかし現実的には三・六%の中に入れてみないので、入れない方は三割ある民間賃貸住宅を目指すほかありません。

民間賃貸住宅は商品です。利益のために作られて、利益のために運営されている物件ですので儲けが出る必要があります。私はシングルマザーの住宅問題に二十年取り組んでいます。前半の十年は、NPOや行政の方に同行することで、当事者の声を聞いて大変な状況を可視化する作業をやってきました。後半の十年は、空き家が増大したこともあり、民間の不動産業者の方がシングルマザーをお客さんとして見始めて、福祉の要素を絡めて住宅を商品化する

事例がありました。そこで不動産業者のところにはヒアリングに行く機会が増えました。そうすると、前半の十年で不動産業者は敵だと思っていたのが、後半十年で業者の立場が分かり始めました。お金を払えない人には貸せないですし、トラブルを起こすかもしれない人に対して住宅を貸すというのは非常に厳しいことです。やはり行政が仕組みを作り公的な整備をした上で、民間に任せることが必要です。民間に丸投げでは絶対やらないわけです。

民間の賃貸住宅というのは、実際には低家賃の住宅もありますけれども、不動産業者の方たちはプロですので、本来に家賃を払えるかどうか考えながら、お客さんをセレクトションしていくわけです。それは仕方がないことだと思っています。それを敵というのであれば、行政が整備をするべきです。公営住宅を増やす、家賃補助をするなどの仕組みを作らないことは無責任だと思っています。

いずれにしても母子世帯は公営住宅の三・六%を目指せないので民間賃貸に流れます。しかし民間賃貸は無収入や高リスクの人に関しては貸してくれません。しかし、最近は空き家が増えてきていますので、二十年前ほどには厳しくありません。無収入でも三ヶ月分の家賃を先入れして入居し、定期借家契約を結び三ヶ月後も無収入なら契約終了という形で、まず入居させてくれる事業者さんも出てきています。しかしそうやって提供される物件は低品質です。

大家さんが空室が埋まらないで困っていると、仲介業者はこの人を入居させましょうかと提案し始めます。シングルマザーは、就職するため、子どもの学校を決めるためには住所が必要ですので、そういった物件を獲得していきますが低品質です。1Kで三人入居、隙間風やダニ、ハウスタグの問題があります。シングルマザーになって住宅のクオリティが下がった結果、従前の住宅では健康だった子どもが喘息を発症して、自分は働けないで看病するようなケースもあります。したがって住宅のクオリティを上げる必要がありますが、実際に困っている人が声を上げずに頑張っていて、我慢して、低品質などところにお住みになってる現状があります。

さらにお金の問題だけではありません。高齢者の方たちは、お金を持っていても民間賃貸住宅には入れてはもらえません。そこで、優先して公営住宅へという流れにもなっています。

最近ではLGBTQの方々の住宅難もあります。同性ですが異性愛者と同じように愛し合って一緒に暮らしたいと思っても、不動産業界は契約の中で、異性婚と血縁をすごく重んじている業界です。同性パートナーですと言うと、うちはそういうことやつてないので貸せません、というような状況になることがあります。あるいは生まれの性と見かけが違うトランスジェンダーの方もたくさんいらっしゃいます。そういう人たちに関しては、お金も仕事もあるのだけれど、入居契約を交わし住民票等の公的書類を出した段階で性に不一致が起きてるのがわかると、排除されることが出てきます。不動産市場は、業界の暗黙のルールでリスクが高いと判断される方は、お客さんとみなされません。シングルマザーの多くは低収入ですから、民間賃貸住宅にも行けず、実家に戻るか、あるいは暴力とか、子どもへの制約がある中でも夫と離婚できずに我慢をする、というような人たちも結構いらっしゃいます。シングルマザーは圧倒的に収入が低いです。世帯類計の中でも、特に低いと思います。平均年収二百四十三万円です。

● 父子家庭の隠れた問題 〈資料4〉

一方で父子世帯の中でも本当に収入が低い世帯の方たちもたくさんおられます。シングルマザーのことで言及すると父子家庭のことはどうなっているんだと、SNSや研究でも言われます。そこで二〇〇九年にシングルファーザーに対してインタビュー調査をしております。それで分かったのが、彼らは統計上持ち家率が大変高く、住宅弱者と見なされてはいません。何故なら、結婚して持ち家を買う時に誰が契約者になるかという点、男性だからです。しかし、離婚して自分が育児と仕事と両立しようと思うと、働き方を変えるしかないんです。そしてローン地獄になっても住

宅は売れないです。住宅というのは買った段階から目減りしていく資産です。持ち家に住んでいるんだけど、住み替えたい、あるいは、親元に帰りたけれど、ローンが返済できてない。売っても借金が残るといふ状況の中で、育児と仕事の両立に困難を抱えているという父子世帯があり、これも隠れ住宅問題、居住貧困だと思っています。

● シングルマザーの住宅事情は最低基準以下、住居費負担率三五％（資料5）

シングルマザーに話を戻します。平時のシングルマザーは圧倒的に賃貸住宅に暮らす方が多いです。公営住宅を利用しているシングルマザーは、十三・一％います。公営住宅が三・六％しか市場にない中で、公営住宅の利用率が十三・一％となると相当高い割合だと思えますが、シングルマザーの収入を見ると相当数が公営住宅階層ですの言い換えれば、十三・一％しか公営住宅を利用できていない状況です。そして民間賃貸住宅に入居している割合は三十三・二％ですから、支払い能力が住宅の質に直結しま

4. 日本のひとり親の姿



- ・父子世帯は母子世帯のおおよそ10分の1程度と数が少ない。
- ・離婚ひとり親が多い（未婚シングルマザーは増加傾向にある）
- ・母子世帯の正規職割合は、半分以下、多くが、パートなど不安定就労
- ・母子の就労収入は200万円、年間収入は243万円（一般世帯の約3分の1）

	母子世帯	父子世帯	
1 世帯数〔推計値〕	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)	
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%)	離婚 75.6% (74.3%)	
	死別 8.0% (7.5%)	死別 19.0% (16.8%)	
	未婚 8.7% (7.8%)	未婚 0.5% (1.2%)	
3 就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)	
	就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
	うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
	うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4 平均年間収入 〔母又は父自身の収入〕	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)	
5 平均年間就労収入 〔母又は父自身の就労収入〕	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)	
6 平均年間収入 〔同居親族を含む世帯全員の収入〕	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)	

※（ ）内の値は、前掲（平成23年度）調査結果を表している。
 ※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。
 ※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を充てて算出した値（比率）を表している。

住まいから考えるシングルマザーの支援

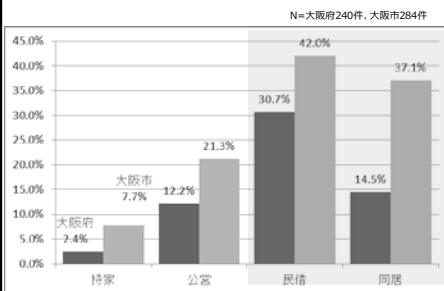
す。民間賃貸住宅に依存せざるを得ないという状況になっているのが見えるかと思えます。大阪でファミリー向けのところを借りようとすると、どんなに低家賃のところでも五万円以上します。もっと安い住宅にこだわって探すシングルマザーもいまして、1Kのシングルマザーに委託調査に行ったこともあります。その際には、お子さんが塾を出し電気をつけて看病をするともう一人の子が寝れなくなります。ちゃぶ台を片付けて布団を引くわけですから勉強机が置けず、壁や床にプリントつけて宿題をやる状況も見ました。貧困の連鎖があるので、学習の機会を増やさないといけないということで、学習塾などにお金を出していただけますけれど、自宅に勉強するスペースがないわけです。こういう話をすると、ワシらの時代には勉強スペースなんかなくても、いろんなところで勉強したと言われることもありますが、住まいは人権です。一定以上のクオリティのところで、真剣に考える空間を提供する、これが今の時代に必要だと思います。

そして日本には、最低居住面積水準、新たな住宅セーフ

5. 平時の母子世帯の居住貧困



- ・一般世帯と比較して、母子世帯は借家率（持家35%、公営住宅13.1%、民間借家33.1%）が高い（H28年厚労省）
- ・一般に、持家と比較すると、借家の規模は総じて狭い。
- ・居住費負担率（月収に占める居住費の割合）は、欧米では、30%程度が限界とする学説もある。



最低居住水準未達の割合
出所：筆者調査（2004・2005）

最低居住面積第8期住宅五箇年計画時の指標

世帯人員	居住室面積 (内法)	住戸専用面積 (壁芯)
1人	7.5㎡ (4.5畳)	18㎡
1人(中高齢単身)	15.0㎡ (9畳)	25㎡
2人	17.5㎡ (10.5畳)	29㎡
3人	25.0㎡ (15畳)	39㎡
4人	32.5㎡ (19.5畳)	50㎡
5人	37.5㎡ (22.5畳)	56㎡
6人	45.0㎡ (27畳)	66㎡

注) 居住室面積：寝室、食事室兼台所のみ含む住戸専用面積。上記に便所、浴室、収納スペース含む、バルコニーは除く

※2006年以降は、住生活基本計画に基づく計算方法へ名称も「最低居住面積水準」となる。

・出身世帯で25㎡
・2人以上では10㎡×世帯数+10㎡という計算にシフト

- 狭小住宅への集中（報告者調査：上記図参照）、都市部（大阪府と比較して、大阪市）の最低居住面積未達の割合が高い。
- 大阪府では、同居世帯の未達の割合が高い。同居世帯は恵まれているケースばかりではない。
- 居住費負担率の高さ（報告者調査：民間賃貸住宅**35%**程度）筆者調査によれば大阪市の結果は、実家に同居しつつも、2割が家賃負担をし、借家、特に、公営住宅にて同居する割合も高いことが明らかになっている。

テイネット法の中で、これ以下のところは最低基準未満であるという指標があります。イギリスではそれ以下で住んでいる方については、有料で住み替え支援をする制度もあります。しかし日本のこの指標は、ただの指標です。単なるあなたたち大変なのねというだけの指標です。資料を見ていただきますと、民間賃貸住宅で四十二%、大阪市でも四十二%のシングルマザーが最低居住水準を満たせないところで住んでいます。この水準の指標に関して言いますと、広さの指標となっています。多くのシングルマザーたちがおそらく何かを妥協しなきゃいけない状況です。立地か設備か色々あるんですが、このシングルマザーは働きながら育児をしているわけで、利便性の高いところで生活を続けたいと思われるわけです。生きていくためにインフラが非常に重要です。そうすると、広さを妥協して低家賃でという住居に依存されているわけです。全体で言いますと民間借家の最低居住水準の未満の割合は、一般世帯全体で一割以下です。この指標は戦後に日本の住宅はあまりにも低いので、クオリティを上げるために作った指標なんです。未だにシングルマザーは、こういったような状況に甘んじているわけです。

もう一つは住居費負担率が相当高いということです。住居費負担率は、月収に占める家賃の割合ですが、私の調査では三十五%程度でした。これは百万や五十万、六十万のうちの三十五%ではなくて、十八万円ぐらいの三十五%ですから、相当厳しい暮らしをしているシングルマザーが多いのが数字からわかります。

国内の研究者の中には住居費負担率が三十%を限界とする人たちが圧倒的に多いです。EUでは、四十%にしていますが、四十%の中には水・光熱品や修繕費も積んだ上で四十%と言っています。純粹に日本の国内の研究者や有識者たちがいう三十%に照らしてみると、平時の段階で既にシングルマザーは限界を超えているという状況です。

● コロナ禍アンケート調査よりわかること（参照資料 6、7）

そんな中で、コロナの感染の状況がやってきました。平時で三十五%を住居費で費やされ、さらに携帯は贅沢品ではなく必須です。携帯がなかったら仕事もできないし、学校との連絡も取れません。そういうものも含め、食費や教育も支払ってきたわけです。しかし、そこでコロナが襲いかかってきました。二〇二〇年に様々な支援団体の方がSNSで沢山発信をされていて、もうコロナで決壊するんじゃないだろうか、シングルマザーたちは、平時から貯えがなくてギリギリの生活されてきたわけですから、ここで収入が減る、あるいは学校が閉鎖されてシングルマザーが家にいないといけない、この状況は死活問題だと言われましました。いろんな支援団体のアンケート調査も行われましたので、私が住宅のアンケート調査をやったとしてもアンケート疲れされているだろうと思えばらくの間は控えていました。しかし当時行われていたアンケートを見ると、やはり職業どうですかとか医療に掛かれていますかとか福

6 コロナ禍アンケート調査の目的と概要

住まい喪失危機アンケート調査の目的

就労困難が住まいの喪失に直結する事実を明らかにするため

- ・自棄要請は、非正規職、対面型のサービス業に従事する傾向が高い母子世帯の生活に打撃を与えた。
- ・保育、教育機関の緊急閉鎖は、オンライン対応不可かつ保障のない働き方をする子育て層を困難に陥れる結果となった。
- ・民間賃貸住宅へ依存する割合が高く、低家賃であるが高負担の住居費を支払っている母子世帯の居住貧困の悪化が容易に想像された。

【調査の概要】

2020年4月30日より、新型コロナウイルスによるひとり親の住生活実態把握のためのウェブアンケート調査を実施した。調査の実施にあたっては、SNS上で広くアンケート情報を発信し、無記名での協力を求めた。

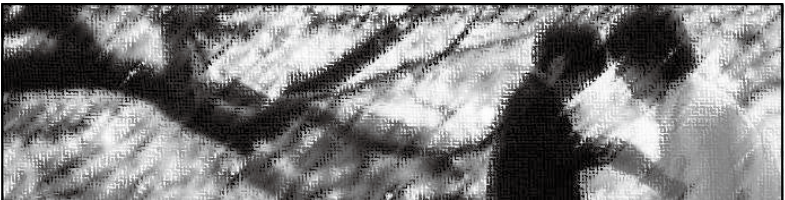
2020年5月15日時点で、回答数は、484名である。但し、うち、11名は、ひとり親のカテゴリーには当てはまらなかったため対象外とした。よって、集計対象は、473名である。アンケートの目的は、新型コロナウイルスの蔓延による住生活の不安を即時的に明らかにすることであり、それが叶う手法として、ネットリサーチを選定した。

但し、ネットリサーチ（ウェブアンケート調査）では、虚偽回答等も一定含まれることが想定され、信頼性の面で課題を孕んでいることは言うまでもない。よって、本調査では、それを前提としつつも、多くの自由回答（269件、56.8%）を分析することで、当事者の実情に接近することを試みた。

回答は全国から寄せられ、特に多かったのが、首都圏からの回答（東京143件、神奈川県46件、埼玉県32件、千葉県29件）である。回答はすべて数値的に処理をしている。自由記述欄については、個人が特定される記述については一部削除、編集を施している。

社的な要素のアンケート調査が多く、住宅に関わる部分は
 何もありませんでした。私が一番先に心配をしたのは、家
 賃の支払いができるかどうかでした。というのもシングル
 マザーの三割が民間賃貸住宅に入居しています。公営住宅
 については特別な事情があれば、家賃の滞納を許可や免除
 もありますが、民間賃貸はすぐに追い出しにかかります。
 今は相当厳しい状況だろうと思いアンケート調査をする
 ことになりました。それが二〇二〇年の四月三十日です
 た。そこからすぐにアンケート調査が集まり、二週間程度
 で五百名ぐらいの方から回答を得られたという状況でし
 た。

簡単にお話をしますと、収入が減ったか減ってないかを
 聞きました。そうすると半数の方が収入減でした。稀に増
 えた方もいて、例えば福祉や看護系の職に就かれていた方
 たちでシフトが増えることで収入が増えた方も、もちろん
 いらっしやいました。しかし大多数のシングルマザーは非
 正規雇用で接触型の対面型のサービスに従事されている
 方が多いので、収入が減った方が半数でした。



7. 新型コロナウイルスでひとり親の住まいはどうなったか(2020年5月時点)

- ・収入減が49.9%、収入変化なし45.0%(●変化なしも、支出増、子のバイト等収入減で世帯収入減)
- ・6割が民間賃貸(UR含む)に居住(平時のひとり親の民賃が3割程度)
- ・平時で既に3割を超える家賃負担率→収入減、支出増、世帯収入減で、支払い困難に
- ・家賃支払いが苦しいという回答/56.8%(半数が、貯蓄切り崩し、滞納、借入などで支払い)
- ・住居確保給付金は、失職、減収等が対象で、支出増による困窮や世帯収入減など対象外、収入制限が低く、見扶手等併せると、給付金対象から漏れる
- ・住居費は、高負担で節約ができない。これを支払うために、食事の回数を減らすなどという切迫した回答多数。

私はこの結果を見た時に、この半分の人たちに対して何かアプローチをしたらシングルマザーを助けることができると思いました。そしてこのアンケートでは自由記述欄も設けていました。するとすごい勢いで助けを求めるように自由記述欄に書かれていました。資料の後半のページに当時のシングルマザーのコメントを入れていきますけれど、これだけじゃないです。もう本当にエクセル表が埋まるぐらい助けてほしいなどのコメントがありました。その中身は餓死する、死ぬというキーワードが多く散見されました。私も苦しくなるような、けれど当事者の方たちのものがきき伝わってくるような、助けを求めるような内容でした。

● コロナ禍のイレギュラー支出 使えない支援制度

アンケートでは収入は減っていないけれど家賃が払えないという人が出てきました。理由は、自由記述を見ていくと支出が増えたとのこと。四月五月で暑くなればクーラーも入れますし、子どもたちがずっと家にいる状況で水光熱費が爆上がりしました。衛生用品を買わないと命を繋げない状況で、マスクもアルコールも高騰しました。自分の子がマスクをつけてないのはだめだと思って、必死になってマスクを探し、値上がりしたものに手を出すこともありました。今四百円ぐらいで売ってるマスクが当時は五千円ぐらいしました。さらに高校生以上の年齢になると、学校がオンライン教育に切り替わり、それまで家に無かった教材を敷く必要が出てきた。つまりイレギュラーな支出が上がってきました。クリスマスや子どもの入学や新学期など何かモノを揃える時期は決まっていますので、シングルマザー達はそれに向けて貯蓄をしたり切り崩して生活を守っていましたが、イレギュラーな支出が増えて何も払えなくなる状況になりました。中には食事を一日二食にしていますとか、自分は一食のようなお母さんたちもおられました。

また、これは気づかない点でしたが、子どものアルバイト代が減ったという事情もありました。ある程度の年齢の

お子さんとアルバイトをやっています。お母さんの収入は減っていない。しかし、子どもたちみんなのマルチインカムで生計を立てている家庭もたくさんあります。あの時の住居確保給付金や様々な支援は、収入が減ったかどうかはご本人に因ってました。ですので、私は救われません、元々低収入ですという意見が上がっていました。

先ほども申し上げましたが、民間賃貸住宅に入居していれば平時ですでに三十五%の家賃負担をしているわけです。少しでも収支バランスが狂うと、途端に家賃が払えないという状況が可視化できたと、この調査から思いました。家賃支払いが苦しいという回答はこの段階で五十六・八%ありました。第八波がすぎ、第九波がこれから来ると言っている中で、国はほとんど何にも抜本的な制度を打たず、住居確保給付金などの援用や延長を繰り返しましたが、住宅にはほとんど触れてこなかったですし、住居確保給付金は厚労省の支援です。国交省からの支援はほとんど何もありませんでした。シングルマザーの中には、収入が厳しく家賃を払えなくなったので実家に戻ったなど、いろんな方がおられました。二〇二〇年の四月五月の段階でこういう厳しい状況だったわけです。今がどういいう状況になっているのかすごく心配にはなりますけれど、本当に抜本的なことを何もやってないというのが今の日本の国の状況です。

●リモートワークできる部屋がない！〈資料8〉

居住環境が狭いという状況の中で声が上がってきたのは、ステイホームや自宅療養と言われても、住む以外の機能を住宅に入れ込むことができませんというのが、圧倒的な意見でした。

テレビ番組の中で、リモートワークの時にどうレイアウトしたら効果的に会議ができるのかというような内容を一般世帯や標準世帯向けにやっていますが、シングルマザーの中にはそんな余裕なんてありません。実際の声の中で、四十平米なので、家族一人が感染したら隔離する部屋がなく密になるしかないという人が圧倒的に多かったです。

部屋は一つだけで、ビデオ会議の上司の発言が子どもたち
に丸聞こえで本当にきついというご意見もありました。居
住環境が狭いのはもう自助努力の問題ではなく、感染拡大
や健康被害になるような深刻な問題です。コロナでの状況
を振り返れば、適切な広さの公営住宅を提供していくこと
に切り替えないといけません。いろいろな問題が赤裸々に
シングルマザーに押し寄せた、そういう出来事だったと思
います。

● 住居費が生活を圧迫（参照資料9、10、11、12、13）

二〇二〇年一月に東京にある「しんぐるまざあず・ふお
ーらむ」という支援団体が、いち早く大規模なアンケート
調査をしました。初回アンケートでは一八〇〇人以上の人
たちが回答をされたということです。その当時に調査に関
わった研究者たちが、平時からしんどかった人がパンデミ
ックが起こればこんな状況になるということを記録に残
す必要があると声を挙げられ、その翌月から東京とそれ以
外に分けてアンケートの協力者を募りました。アンケート

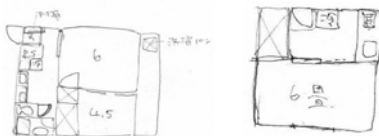
8. 質の問題 働く / 隔離はもちろん、生活以外の機能を住宅に引き込むことはできない

【問】アンケート調査結果、部屋数

	1部屋	2部屋	3部屋	4部屋	5部屋以上	計
1人	38 15.3%	114 45.8%	54 21.7%	25 10.0%	18 7.2%	249 100%
2人	4 2.6%	57 36.5%	61 39.1%	20 12.8%	14 9.0%	156 100%
3人	0 0%	14 30.4%	23 50.0%	8 17.4%	1 2.2%	46 100%
4人	1 6.3%	4 25.0%	5 31.3%	2 12.5%	4 25.0%	16 100%
5人以上	0 0%	1 16.7%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	6 100%
計	43 9.1%	190 40.2%	145 30.7%	57 12.1%	38 8.0%	473 100%

※世帯人数は子ども以外に不明

2部屋が5割



①当事者が書いた現在の住まい

②当事者が書いたかつての住まい

1. そもそもリモートワークで対応できない職種に就く割合が多い
・リモート化が進んでも、職場に縛られる層
・アフターコロナに、居住地選考に階層性が生じる?
2. リモートワークをするスペースがない
平時より狭小な空間で、働く、学ぶなどの行為は不可能。自宅療養など無理。

【実際の声】

・転居も子どもへの影響が大きいため、どこも動けない。収入に対して家賃が高い、さらに狭い(30㎡)
・40㎡なので、家族ひとり感染したら隔離する部屋がなく密になるしかありません。
・部屋が一つしかなく、ビデオ会議の際パワハラ気味の上長の発言など子供に丸聞こえ。 などなど

の方法はパネル調査と言われるものです。協力者は一年間にわたって同じ質問、あるいはクリスマスや新入学などイレギュラーな支出が増えるときの項目も盛り込みながら、基本的には同じ質問をしています。私は当初のメンバーではありませんでしたが、二〇二〇年十二月から調査に参画しました。声が掛かった理由は、アンケートで支出の中で一番苦しいものは何かと毎月聞いていたところ、圧倒的に住居費が上がってきたということからです。

私が最初にこだわっていたのは、住居費負担率を見たいということでした。月収がいくらあっても、家賃にどれだけ支払いがあるかを明確に出したいと思っていました。そのことでプロジェクトメンバーの中で議論をしましたところ、シングルマザーの収入が定まらないことがわかりました。正規雇用みたいに毎月同じ収入ではなく、非正規の場合には働いた分になります。月により変動があり、明確な住居費負担率が出せません。さらに、児童扶養手当や夫から養育費が支払われた月があり収入も支出も様々です。従って最終的には先月の手元に残るお金から、住居費を払っ

9 調査概要

参考資料 1

「新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査」

初回調査（有効回答者数：1814人（確報）、2020年7月）

- ✓ シングルマザー調査プロジェクトは、シングルマザー当事者団体・支援者団体のメールマガジンを登録している会員シングルマザーを対象に、2020年7月にWEB調査を行い、約1800人の有効回答をもとに、2020年8月28日に速報レポート、10月20日に集計表（確報）を発表しました。

パネル調査（対象者数：539人、2020年8月～2021年7月）

- ✓ その後、7月調査の回答者で「1年間の毎月パネル調査に協力しても良い」と申し出てくれた方のうち、①母子のみで暮らしている、②公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金）を受けていない、③生活保護を受けていない、④児童扶養手当を受けていない、という方（7月調査現在）を対象に、毎月パネル調査を行っています。
- ✓ 新型コロナウイルスの感染状況の違いや自治体独自の支援策を踏まえて、「東京」に在住所と「東京以外」に在住所を同程度に選定し（東京252人、東京以外287人）、毎月、同じ方に、調査依頼をしています。

※WEBフォームで作成した調査の回答をメールで依頼、WEBフォームで回答

シングルマザー調査プロジェクトとは

シングルマザー調査プロジェクトは、コロナ禍によってひとと親世代が抱える現状に問題意識を持った、ひとと親支援団体・ジェンダー政策の専門家、研究者らによって発足しました。脆弱な状況にあるひとと親が、子どもを育てながら十分な給与を得られる安定した仕事を見つけ、子どもの学びや教育へのアクセスを保障できるように、緊急支援に加え、恒常的な支援の拡充および政策を実現するために、コロナ危機がひとと親に及ぼす影響を示すデータ収集をしています。

↓調査の結果は、以下からダウンロードできます。
出典： https://note.com/single_mama_pj/n/n314829c3dbe6

QRコードはこちら→



住まいから考えるシングルマザーの支援

10 (2) 高い住居費負担 1

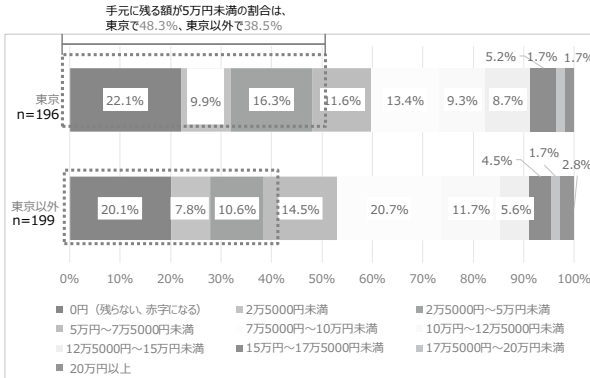
参考資料2

住居費の支払いは、どの程度家計に響いているのでしょうか。住居費を支払ったあと、手元に残る金額について、尋ねました。



住居費の負担についてお聞きします。月に平均して、就労収入（手取り額）から、住居費（家賃・共益費・住宅ローン）を支払ったと、手元に残る金額はどのくらいですか。

データ：2021年5月/パネル調査



家賃を支払ったら手元に残る金額が0円、もしくは赤字

東京、東京以外
2割超

手元に残る金額が5万円未満

東京
48.3%

東京以外
38.5%

出典：【課題別レポート】シングルマザーの居住負担と働き方「ステイホーム」の現実 https://note.com/single_mama_pi/n/n314829c3dbe6

10

11 【参考】制度があることを知らない人もいっぱいいるんです

参考資料3

家賃の支払いが苦しくなるなかで、住居確保給付金はシングルマザーの生活の支えになったのでしょうか。周知度と利用状況について尋ねました。

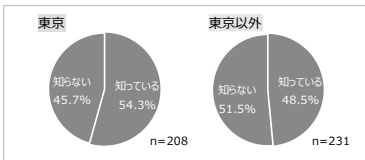


「住居確保給付金」についてお聞きします。

データ：2021年1月/パネル調査

政府の新型コロナウイルス感染症対策として住居確保給付金があります。離職・廃業・休業などで収入が減少して住居を失うおそれがあるに、家賃相当額が、あなたに代わって自治体から家主（貸主）に支給される制度です。

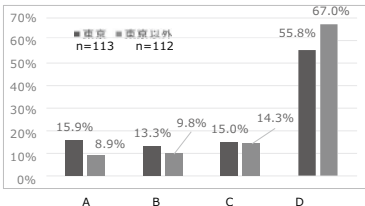
1. 住居確保給付金を知っていますか？
2. （「知っている」と答えた方）自分が受けられるか相談や申請をしようとしたことはありますか？



住居確保給付金について「知らない」

東京
45.7%

東京以外
51.5%



- ✓ 「受けることができた」(A) のは1割前後、東京の利用率の方が高い。
- ✓ 相談や申請をしたが「受けることができなかった」(B) は1割前後。
- ✓ そもそも「相談や申請をしたかったが、できなかった」(C) も1割強。

A. 相談や申請をした結果、受けることができた
B. 相談や申請をした結果、受けることができなかった
C. 相談や申請をしたかったが、できなかった
D. 相談や申請をしようとしたことはない

出典：【課題別レポート】シングルマザーの居住負担と働き方「ステイホーム」の現実 https://note.com/single_mama_pi/n/n314829c3dbe6

11

た場合にいくら残ったかを聞くことにしました。

その結果何も残らないまたは赤字であるというのが東京でも東京以外でも二割ありました。そこで五万円未満に区切ってみると、東京では半数ぐらいの人が家賃を払ったら五万円しか残らない結果でした。東京以外では三十八・五％の人です。これについては、東京以外では家賃がもう少し安いと思いますので、少し負担は軽くなったのかと考えられましたが、五万円ですらどうやって生活していくのかという状況です。家賃を支払えば何も残らないという人たちもいらっしやいました。

この時に、住居確保給付金が提供されましたけれども、果たして使えていたかどうかとも問題です。先ほども言ったように収入が減っていないシングルマザーもいます。収入は減っていないが支出が増えて生活が厳しいのは対象外でした。そこで住居確保給付金について使えてるかどうかの前に、まずは知ってるかどうか質問しましたら半数のシングルマザーが知りませんでした。

あの住居確保給付金のホームページは大変難解です。行政文書ですので、読むのももういいかなとなる方もいらっしやいますし、しんどいシングルマザーは特にそうです。制度は作って終わりではなく使われることが必要ですので、どうしたらエンドユーザーが本当に幸せになれるかを考えて制度を打ち、使われるところまでケアをすることが必要です。

シェアハウス事業者さんの中には、シングルマザー支援を通じて福祉のマインドも芽生えてる方がいらっしやいます。家賃がもう払えないからと言ってシェアハウスに飛び込んできた当事者に対して、住居などに対する制度を知っているかどうか聞き、書き方まで支援をして、行政にまで一緒に伴走したとのこと。本来行政がすべきことですが、そうやって住宅に繋がったかたもいらっしやいます。ここからわかるのは、色々な給付金の制度を作っても、使

えない人は多いということです。使うサポートがなければ貧困から脱する事が出来ない人も多くいるのでサポートの目線も必要です。

● 住まいを失わない緊急時が平時化している（参照資料12）

このコロナの状況の中で、私が主張したことは、住宅を失わせないでほしいということですが、低質であってもそれが最終的なインフラです。子どもの学校も、シングルマザーが今ギリギリ繋がってる仕事も、住宅があるからこそ繋ぎとめられています。しかし日本の、特に国交省の支援は、住宅確保要配慮者という言葉の通り、失って困った人に対して支援をするという機能です。しかし、今もう失いそうな人に関しては、失ってからなんとかする体制です。しかし失ってからも一度支援するにはマンパワーもお金もかかります。今どれだけ踏ん張れるかっていうところを支援することが大変重要です。子どももシングルマザーも地域のインフラに支えられてる人が圧倒的な数で存在して



12. 住宅確保支援—住まいの喪失防止支援

日本の住宅政策は、確保に焦点を当て、喪失への配慮を欠いている

失わせないための支援が必要/住まいを喪失してからの、居住支援は非合理

子どもがいる世帯の場合、学校、近隣関係、地域資源(子ども食堂や無料学習塾など)といった地域インフラへの依存度が高い。

一住まいの喪失は、物理的な屋根だけではなく、社会との接点や子ども成育環境を奪う事と同義

【緊急的には下記のようなもの提案済】

住宅関連施策のハイブリッド

- 1) コロナ禍による住まいの喪失を避ける。現金給付等、早急な対応が求められる
困窮者自立支援法住居確保給付金の要件はどこまで緩和できるのか。(所得制限緩和や期間延長)
- 2) 新たな住宅セーフティネット制度などを柔軟に活用した方向性は検討できないか。

【長期的視度では、災害との絡みや諸外国の経験など踏まえ別途提案が必要】

いままる、ひとり親の居住貧困は、コロナがもたらしたのではなく平時の居住貧困が露呈されたものであることを受け止め、緊急時の対処療法的ではない、安定的な住宅政策[家賃補助]が求められる。

13

います。この学校だから子どもを安心して預けられて自分も働きに行けているのに、別のところにインストールして、どうぞ箱を用意しましたからと言って、生活が成り立たないんです。今後は、特にこういう混乱期には住宅を失わせないということに徹底的に注力してほしいということを主張しました。

また、私はコロナの緊急事態は「緊急時が平時化してる」状況と言っていました。緊急事態が終わりまた緊急事態が来る、災いが平時化したのがこのコロナの特徴でした。災害の時もこのパンデミックの時も平時化していくだろうって思った時に弱い人たちが住宅を失います。災害は特定のエリア一体で起こることですが、今回のコロナでの特徴は、横の人は幸せな中でリモートワークしているけど、こちら側では家を失うような、すごくメツシユな状況でした。住宅確保給付金のように有期なもので場当たり的なやり方ではなく、長期的視野を持って、住宅を支援の基盤において家賃補助を行う事や、公営住宅をつかえるものにしていくなど、本当に足元を見ていかないと考えます。国は公営住宅を減らしていく状況ですから、家賃補助を徹底していくことが現実的だと思っています。

アンケートの自由記述欄に寄せられたのは、大変にリアルな苦しい話でした。

●シェアハウスへのニーズの高まり（資料14）

民間の不動産業者が比較的規模の大きい賃貸物件ではあるものの築年数が経って、市場には出せない物件を持っていくことがあります。そういう物件に付加価値を付けてシェアハウスのような形にしてシングルマザーに対して提供する支援が始まっています。

ただ、私はこの新型コロナウイルスでシェアハウスという業態自体が、衰退するのではないかと危惧しました。みんなで集まることに価値があると言われていたのに、集まるのがリスクになるとは考えていませんでしたので、シ

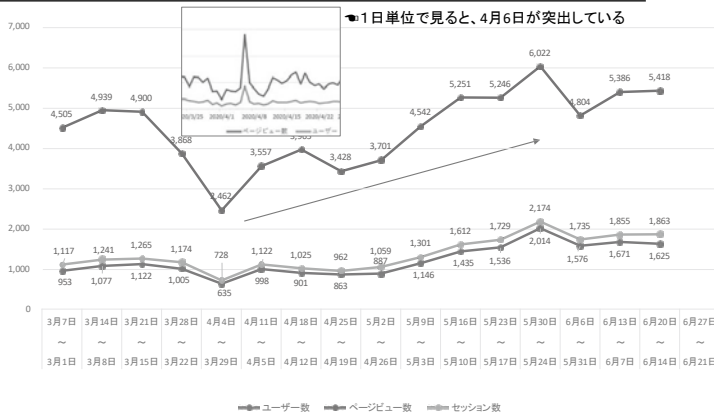
住まいから考えるシングルマザーの支援

エアハウスはダメになるだろうと思っていました。私はアドバイザーとしてシェアハウスのポータルサイトを運営している団体に入っています。資料14はシングルマザー向けのシェアハウスのポータルサイトをやっている団体に出してもらった数字になるんですが、二〇二〇年四月六日、緊急事態宣言の前日にシェアハウスポータルサイトへのアクセス数がこれだけ上がっています。おそらく二〇二〇年二月や三月の段階ぐらいから徐々にシフト減や失職、子どもの学校、保育所閉園などがあり本当に苦しい状況が続いていた。もう少し頑張ったら何とかかなと思ってた中で、緊急事態宣言が出て、シェアハウスを検索する数字がぐっと上がったと考えています。数字は嘘をつかないので明確ですが、この時にシェアハウスだったらなんとか受けてくれるんじゃないかと思い、サイトにアクセスした人がいると私たちは考えています。その後も平時の二倍、最近では三倍ぐらいでアクセス数が推移しています。シングルマザーや低所得階層の状況はコロナの中で安定してきませんでした。サービス業も少し回復したと思えば

14. 新型コロナウイルスでシェアハウスはどうなるのか

緊急事態宣言後、アクセス数が急増→コロナ離婚などで新規に探す人、家賃が支払えず退去し、次の住まいを緊急に探すなどが想像される。

シェアを求めているのではなく、「行き場」を求めているユーザーもいることに注意



シングルマザーシェアハウスポータルサイトアクセス状況
資料提供 NPO法人ひとり親居住支援機構

また緊急事態になり、じりじりと居住貧困に陥ってる人たちが可視化できないレベルで増えていった結果、シングルマザー向けシェアハウスだったらなんとか入れてくれるんじゃないかと思いきやアクセスをしている。さらには、事業者さんも、これは救えないような人からの相談が増えたとも報告がありました。「収入はありません、今、地方です。交通費しかありません」のような状況でなんとか入れてもらえませんかという問合せです。シェアハウス事業者さん達も大変いい人たちですが、営利でやっているの、本当に無職の方だと、入れるのが厳しくお断りするケースが増えましたと現場から声が上がっています。

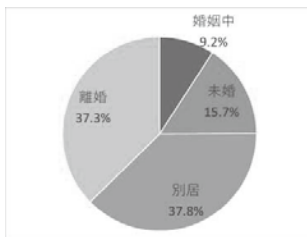
●プレシングルマザーの支援が重要（参照18、21）

シングルマザーが住宅を探すのは離婚してからと思われてる方が多いとおもいますが、実際はプレシングルマザーの状態で、離婚したいが家がないから離婚できない、家が獲得できたら離婚しようって思ってるっしやる方が多いです。プレシングルマザーに関して言いますと、普通の

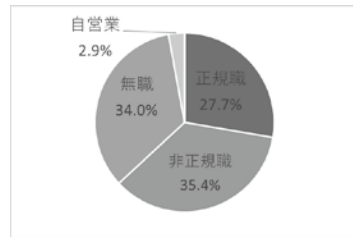
18. 問い合わせ者（母親）の実態



- ・母親の年齢は、20代（29.1%）30代（48.5%）40代（20.9%）
- ・20代、30代の割合が多く、併せて約8割



婚姻のステイタス



就労状況

- ・婚姻のステイタスは、別居が37.8%、次いで離婚が37.3%
- ・まだ離婚ができていない、プレシングルマザー、別居、婚姻中（同居中）併せて約半数
- ・就労状況は、非正規が35.4%、次いで無職が34.4%
- ・離婚ができず法律上の母子でないため手当もなく、不安定就労の状況での問い合わせが多い

シングルマザーより大変です。何故なら、離婚できていないと、手当てやいろんな支援、資源が使えますがプレシングルマザーは配偶者から遺棄されていて、収入も入らず、暴力を振るわれている方も結構いらっしゃいます。しかし結婚しているというだけで、何の手当てでもありません。逃げたくても住宅手当も何もないので、十五万円の収入で七万円の家賃という状況になってしまいます。私も、肌感覚でプレシングルマザーが最近増えてきている、あるいは過去から一定数存在していたことはインタビュー調査などで認識はしていました。しかし数字を見ますと、シェアハウスを探しに来られているシングルマザーたちの中で離婚しているのは四割弱です。別居中の方が三十七・八%で婚姻中の方を合わせると五割に近い方が離婚できていない状況で住宅を獲得したいと考えています。私もシングルマザーシェアハウスを一つプロデュースして入居相談を受けたこともあります。その時に言われるのは、住宅を獲得したら仕事を探して子どもの学校も決めます、だからなんとか入れてください、という相談です。不動産業者からす

2 1 誰がシェアハウスを求めるのか

- ①離婚前後（プレシングルマザーが多い）、②就労不安定な状況で、③幼い児童を同伴、④緊急な住宅の確保に迫られ、⑤現居住地からより近いエリアのハウスを希望

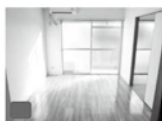
以上の状態は、一般の不動産業者からは確実に貸し渋りの対象となる。

◇市場では救えない親子を、シェアハウスは救済するという役割を果たしていることが分かった。しかし、利益追求型のシェアハウスが、困難層すべてを救済することは不可能。

◇離婚前後、居住貧困に陥る母子への救済を制度としていかにカバーするかなど更なる検討が必要

- ・緊急な住宅の確保に役立っているのであれば、公的な補助を入れて保障をすべき
- ・生活困難層が入居することが予測されるため、福祉との連携を強化、促す必要がある

母子ハウス



【広々3LDK】LiveQuality@守山区



International Sharehouse LEMON



MANAHOUSE板橋区役所前（都心・駅徒歩5分・ショートステイあり）



絆想舎(ばんそうしゃ)

ると逆です。仕事があれば入れてくださいと言えます。そういうグレーゾーンに陥っている人たちは相当数存在することがデータからもわかります。以上が私からの報告です。

■大阪市の現状紹介と大阪市への提案——武直樹氏からの報告——

【武】大阪市の現状紹介と武直樹です。元々社会福祉協議会のソーシャルワーカーをしてきましたし、今もNPOをやっていますがソーシャルワーカーをしています。いつも現場に近いところで相談を聞かせていただいで、その人と一緒になんとかできないかと考えてる中で制度や施策やサービスの矛盾点や、課題点が見えてくるわけです。その矛盾点や課題点に対して現場から改善を求めたり、修正を求めたりするのもソーシャルワーカーの役割の一つとして書いています。けれども、なかなか現場の声が届かないということもあります。そんな中で葛西先生のお役目だと思っただけ、課題を可視化して、見えるようにしてくれてほしいというのは、とてもありがたいなと思います。だから、一人の相談から見えてきた課題を先生が研究で見える化してくれることによって、行政が実際にやってる事業やサービスのズレを埋めていけるのが、市会議員の役目の一つでもあると思います。市会議員がただ一人でやるんじゃなくて、やっぱり現場と一緒に活動してる人、専門職の人、研究者の人たちと連携しながらやるのがとても大事だと思っってます。実は先生とは何回もご一緒させていただいてるので、この課題は明らかだと思えます。しかし、なかなか進まないんです。

●大阪市のひとり親家庭四万四千世帯 公営住宅募集毎年二百二十五戸

大阪市の現状の数字では、母子世帯は四万世帯、父子世帯は四千世帯となり、父子世帯は母子世帯の十分の程度

となります。一人親のほぼ八割以上が就労しています¹⁾。ただし母子家庭の正職員の割合は四割で、年間就労収入は母子家庭では平均で二百二十九万、父子家庭は平均で四百五十四万となっています²⁾。児童手当の部分を見ると、父子家庭でも手当の受給率も高いと思います。私は父子家庭でしたが、この平均ぐらいの収入があったはずで、実は家には困ることはありませんでした。自分が希望するところにも住めますので、この差も大変大きいと思います。一人親世帯の子どもの貧困率ですが、二〇一八年に四十八%です。さつき七人に一人で全体が十三・五%なんですけども、一人親世帯の半分は貧困です。

後で触れますけど子どもの貧困対策の大部分は就労支援になっています。しかし就労は八割以上で、みんな仕事をしています。それでも就労支援に力を入れています。児童扶養手当は二万七千人ぐらいが対象です。大阪市は人口二百七十万人いるので大きい数字になっています。

大阪市の住宅施策を見ていくと、市営住宅は十一万戸もあります。数としては多くて十一万戸もあり、毎年三千戸の募集が出ています。また、政策空き家と言う名前の空き家が七千戸あります。政策空き家とは、建て替え理由などで今は入居できない空き家のことです。従って使える空家は実は一万戸くらいある状態です。その一方で、一人親だけを募集する戸数は毎年二百二十五戸です。この二百二十五戸が多いか少ないかですけど、二十四区で見ると区によれば募集がゼロ戸の区もあります。生野区では一人親募集は一戸だけになっています。多いところで平野は四十八戸、四十九戸あります。つまり募集のある地域に偏りがあるということです。よく言われることですが、一人親の方は保育園や学校を変わりたくない事情もあり、働いている場所も地域に支えられています。大阪市の市営住宅は平野で募集していますから平野にと言われてすぐ行ける人は限られています。逃げてきた人の受け皿にはなるかもしれませんが、地域と生活が繋がっている人にとって、地域を変えることは大変です。このような偏りがあるのが現状です。

●セーフティネット住宅は機能しているか

次にセーフティネット住宅³⁾について説明します。これは住宅確保に配慮が必要な方の入居を拒まない住宅の登録制度で、床面積は十八平米以上、耐震性を有するという条件がついています。現在大阪市内では六五七二戸が登録されており、改修費の補助も出ます。家賃補助が大事ですが、大阪市内は、家賃補助はありません。家賃補助は自治体によって差があります。ここに入居したい、使いたいのので家賃補助してくださいというような問い合わせはあります。例えば、家賃七万とか八万円は高くて支払えなくても、家賃補助三万円あれば、家賃を抑えられます。しかし家賃補助は大阪市内ではありません。そのほかの支援として母子生活支援施設がありますが、これはプレシングルマザーの方は行けないし、緊急性が高い人しか行けないので利用しづらいというのが、一人親の住宅施策の現状です。

こういう現状を踏まえた上で、葛西先生からの課題の整理や提案もありましたので、私も議会で何年も毎回シリーズのように取り上げています。例えば、空き家は今増えています。大阪市内の中では生野区は戸建て空き家が一番多く空き家総数一万六千二百十戸、その他住宅（長期不在や取り壊し予定）五八七〇戸のうち一戸建ては二七六〇戸あります。この戸建て空き家、長屋をセーフティネット住宅として国の制度を活用し、市営住宅の代わりに家賃補助をしましょうと何度も提案しています。しかし大阪市の回答は、住宅施策は市営住宅で対応しますということです。しかし生野区ではひとり親向けに一戸しか募集していません。空き家を使って公営住宅並みの家賃にすれば空き家活用にも繋がることを提案していますが、あくまでも市営住宅で対応しますと言われます。こういう現状を、ひとり親支援の担当者の人たちに知っていただきたいので、一緒に勉強会をしたとは思っていますがまだ実現していません。

●市営住宅の目的外使用の提案

次に、市営住宅を目的外使用できないか提案しています。募集にだす市営住宅は三〇〇〇戸あり、政策空き家七〇〇〇戸を合わせて活用できないか提案しています。一人親支援を担当していることも青少年局に住宅政策として検討してほしい旨を伝えていますが、お役所的な回答が返ってきます。つまり住宅のことは都市整備局での検討事項ですとの回答です。それならばと都市整備局に一人親の住宅施策を検討してほしいと伝えても、一人親は子ども青年局で、と返されます。議員がこれだけたらいまわしにされますので、市民の要望はもつと届かないと思います。

そのほか、女性のことではコロナで見えてきた課題もあります。それは市民局で、一人親施策なのか女性施策なのか最初の段階で整理がつけば市営住宅の目的外使用もしていいとのことなので、あと一歩です。

●居住支援の仕組みづくり

次の提案としては、現場で課題を整理することを挙げたいと思います。現場や当事者、支援してる専門職の人の声を束ねていくことが大事です。今、居住支援法人という制度がありますが、皆さんはご存じでしょうか。先日ですが都市整備局で居住支援法人の方を集めて勉強会がありました。この法人は、住宅確保要配慮者、つまり住宅を探すのが難しい人たちに関する情報提供や相談とか、生活支援等の居住支援を行う団体です。この法人の構成ですが、居住支援をする福祉の団体、市役所、不動産業界が連携して協議会を作り、住宅確保要配慮者のサポートを行います。国も居住支援協議会を作ろうと推進しています。シングルマザーや高齢者、外国の方などの、住まいの確保に困難を抱えている人たちについて考えるテーブルです。私もいつもテーブルは大事だと言っていますが、福祉の専門職、不動産業界、行政、当事者の人も入って一緒に考えることはとてもいいことです。

大阪府域では、居住支援法人は数多くあります。全国では、九十九法人が指定されており、大阪市内に八十四法人も存在しています。この方たちは熱心に活動されています。居住支援法人の方は居住支援協議会を作りたい、居住支援のことで福祉の人と連携したいのですが、この法人の方たちもたらい回しされている現状があります。例えばある福祉の人たちと連携したので区の保健福祉課に行っても住宅のことは保健福祉課ではないという返答が来るそうです。たらいまわしの実例としては、居住支援の協議会を作りたいので区役所を訪ねると、区役所の中には空き家の担当しかないから、空き家担当を紹介される。そこで空き家担当に行けばそれは福祉のことだろうと言われる、というようなことです。区と連携したくても連携できないと、居住支援法人さんから相談が来ます。区レベルで、例えば、高齢者の支援であれば包括支援センター、障がい者の支援なら相談センター、子育てを支援してるプラザや子育て支援のネットワークなどと連携することが大事だと思っんですけど、都市整備局では福祉のことがわからない。都市整備局でも、そこをどう繋いで、どう設計したらいいかに苦労しているので、設計の段階で福祉と一緒に入ってほしいと伝えています。

大阪市は政令指定都市で規模が大きいので居住支援協議会を市レベルで作ることになります。しかし、市レベルで作ると現場から離れてしまいます。そこで二十四区全部で居住支援協議会を作ろうとすれば、既存の協議会とメンバーが重なる部分もたくさんあります。既存の協議会とは認知症サポートの協議会とか虐待の協議会、子ども関連の協議会などのことです。その整理をうまくできればいいと考えます。現在は大阪府がモデルで居住支援協議会をつくらうとしており、何区かで取り組みをスタートしようとしているので、そこに大阪市も絡んで、一緒にどう進めたらいいのかというのを模索中です。

大阪市の本庁の中に住宅と福祉の担当課をつなぐ仕組みとして会議はあります。今まではただあるだけの会議でし

だが、まず課題整理を行い、戸建て空き家を使うにしても市営住宅の目的外使用にしても、どんな形で運営するのがいいのかという事を協議しています。この間やつと石川久仁子先生（大阪人間科学大学准教授）に連絡協議会で講義してもらっています。

● 空き家活用の補助制度を実現

画期的なのは空き家の活用に向けた補助制度が出来ました。「住宅再生型」と「地域まちづくり型」があります。いずれも空き家の活用に向けて改修を促すもので、住宅再生型は、バリアフリーや省エネといった性能向上に対する補助制度です。また地域まちづくり型は、子ども食堂や高齢者サロンなど地域に開かれた居場所づくりに対する補助制度です。

例えばグループで空き家活用プロジェクトをやりますと、子ども食堂やシングルマザーシェアハウスなどをやりたい人と、家主さん、地主さん、設計士の人などいろいろな立場の人が参画され、その中で課題が見えてきます。しかしボランティアではできませんので、最初のインスベクション（住宅診断）に補助金をつける制度です。補助金を出すことで、現場の皆さんが課題を整理して声が上がリ、そのテーブルには区役所、建築の専門家も入り、最終的に大阪市に提案を挙げてくれました。

補助金を作った時には、実は役所の方からは、補助金を作っても誰も使わないのではないかという疑問の声もありました。ニーズが無いのではと思われていました。しかし他の事例でも同じことは今まで言われていました。例えば子ども食堂をやりたいと伝えれば、それは子どもの担当課です、アーティストの人たちが空き家を使って集まりたいと伝えれば、それは経済戦略ですというようなことです。シングルマザーのシェアハウスも担当が子ども青少年局で

すということ、都市整備部は全然関わっていなかった。また京都での事例や、国土交通省の補助金をも調べに行くこともありました。事例としては、平野のぐるぐる長屋さんが空き家プロジェクトの中からできています。この事例は補助金が使えていませんが、先駆的な人たちの取り組みが補助制度に繋がったと思っています。

また、住まいと就労はセットと捉えて、就労支援だけじゃなくて、住まいのこともやらなはいけないという事を訴えてきました。その中で「ひとり親家庭住宅支援資金」という貸し付け制度が出来ました。

——以下 対談——

【司会】ありがとうございます。素朴な質問を一つしていいですか。葛西さんはすごい熱量で、二十年前から取り組んでこられたとお話がありました。住宅支援で、これだけ熱量を持って取り組みられるきっかけが何だったのか聞いてて気になりました。そして、色々用語がわからない。目的外使用のことともわかりにくかったので、その辺のことも教えていただけたらと思います。

【葛西】住宅支援に取り組んだきっかけですが、私が師事した先生の研究対象が住宅金融でした。そこで卒業論文、修士論文の方向が住宅のことになりました。試行錯誤した中である国際学会で私のスパーバイザーが論文集を持って帰ってきて、海外でのユニークな研究を知りました。その中に女性の住宅問題がありました。中に書かれてたのは、女性が住宅を確保していく時には、男性と結婚をして手にいれる。シンデレラが見初められて結婚をすることでお城

を手に入れたように、ということですが。しかし結婚生活が続かなかった時には全てのものを失うと書かれていました。確かにそうだとは思いました。

当時は離婚率も今ほどでなく、シングルマザーの問題や子どもの貧困という言葉は無い時代でしたが、取り組もうと思えました。その中で当事者の家に行くと、本当に狭い、あるいはDVがあるような大変な状況だけでも、住宅が獲得できないという事がわかりました。住宅のことを誰も言わないし誰も注目しない、なぜ支援がないのかというのが原動力でした。

研究の中で当事者の方から沢山の話を聞いたことは大変力になりました。若かったこともあり、当事者の家に行くと、ご飯を食べさせてくれることもありました。そして当事者の方がしんどい状況の中で、偉くなってこういう親子が出てこないようにしてくれとか、励ましてくださる方もいらっしゃいました。そこで偉くはなれないが、やり続けたいこうということをその時に決めました。形は変わってますけど、根本の気持ちは変わっていません。

● 公営住宅の目的外使用の実際～尼崎市の先進事例～

【葛西】質問のあった公営住宅の目的外使用の話をしていきます。公営住宅は三・六%しかありませんし、入りたくても応募時期が決まっています。常時募集の住宅もありますが、条件が良くなってずっと空き家になっているところもあります。建て替えて、例えば十年後に建て替えが決まると、そこがタイムリミットで入居者に退去してもらう住宅を「政策空き家」と言います。入居者をゼロにして建て替えますが、若い世代は引越して出ていく一方で高齢者は残り残って公営住宅のコミュニティ自体がもう機能しなくなります。建て替え案件の物件は、人が住まなくなる代わりに鳩が住み着いて管理が大変になります。誰かが住んでいると人の目もありますし、管理のコストメリットもあります。

尼崎市の例では、政策空き家物件に関しては、今困っている人に一定期間貸し出すという事を行っています。

政策空き家は建て替えまで募集しない、さらには家賃ゼロ円でもいいぐらいの物件です。普通は入居募集して抽選する手間がかかりますが、例えばNPOが一戸借りることで、支援を受けている当事者に住宅が必要になった時にすぐに手当てができます。ただし一定期間のみの入居条件で古いので改修費が必要になってきます。改修費に関しては、元々が政策空き家と言う性質上、行政が改修に補助するとかはできません。そこで支援団体が休眠預金や日本赤十字社から資金を都合し改修をして、そして当事者に回します。実例として住宅を失ったミャンマーの学生さんに二週間ですぐ手当てができたということです。普通は助けを求めても数ヶ月かかるので、緊急性がある人にはすぐ手当てしてあげられませんが、いろんな仕組みを越えて、空いているから困った人に貸そうという事です。政策空き家なので生涯住めないけれど、次のステップのために貸すということを尼崎市さんが全国に先駆けてやっています。

全国には政策空き家が二十万戸あるということです。本当に古いもの、耐震性が危ういものもあるので二十万戸すべてが使えるとは限りませんが中には使えるものもあります。使える政策空き家をセレクションして尼崎市で四〇〇戸程度を目的外使用しています。

目的外使用をするためには、国交省に書類を挙げて手続きを踏みます。実際の流れとしては、中間支援組織にコープこうべが入っています。現場のDV支援団体やホームレス支援団体などから案件が上がってきたら、コープこうべが中心となって困っている当事者とともにも物件を実際に見ながらセレクションし、最短で入居ができる仕組みとなっています。目的外使用できる物件の中でまだ綺麗なものを中心にセレクションし、それが百戸あります。入居できるものに関しては、即日入居できる状況です。抽選で入居が決まるわけではないですし、使えるものをどこまで有効活用するかということが注目され始めています。税金でできてくる物件ですので、最後まで当事者のため、困った人たち

のために使える方法を考えた事例となっています。

政策空き家では高齢者ばかりになり住民自治が機能しません。そこに子どもの支援団体が入り、居場所の活動を行い、子どもだけでなくその親も参加して、十年ぶりに餅つきが再開した事例もあります。入居者だけが幸せになるんじゃないくて、コミュニティも活性化するという面白い例です。大阪市の政策空き家七〇〇〇戸の活用を期待します。

【司会】 コープこうべさんは市民からの信頼も厚いですね、葛西先生の資料の後ろの方が結構ワクワクすることがいっぱい書いてあります。楽しそうな事例をもうちょっとご紹介していただきたいです。

● 尼崎市家賃六五〇〇円 多様な支援の形〈資料 公営住宅目的外利用による住宅困窮者支援のはじまり〉

【葛西】 資料では実際の事業イメージを挙げています。尼崎市もいろいろなNPOに貸すのはリスクが高く、そのNPO団体について稟議書を回す間に迅速性が失われます。そこで信頼のあるコープこうべを中核にして、コープこうべに百戸貸与しています。コープこうべと尼崎市は元々地域包括協定を結んでいたこともあり、コープこうべが直接に支援団体をセレクトシオンできます。コープこうべが推す団体は必死に当事者を支援しているところが圧倒的に多いので、信頼性が高い老舗NPOさんたちに声をかけて活動を広げています。

緊急性の高い案件で尚且つ入居希望の部屋が改修必要な場合には、改修が終わるまでシエルターを利用するなどの汎用性の高い使い方をしています。ここの入居費は一戸六五〇〇円で、当事者が払うケースもありますが、当事者の勤務先が支払う場合もあります。例えば先ほどのミャンマー出身の介護施設で働いている若者が入った時には社宅扱いしたり、改修費を出したりとかの場合もあります。中には、三万程度の家賃を当事者からとりその残りをケアに回

したりとか、定期的に食品を運んだりするなどの例もあり、家賃の設定価格みたいなものは団体さんにも委ねられてるところがあるようです。

当事者の方や入居されてる方にもインタビューしていますが、その中の一例を紹介します。入居者の方によると生活保護は嫌だが、頑張っても七万円しか働けない時もあるとのこと。単身者なので野宿をしたり、お金ができればネットカフェに住むこともあった。しかし収入が頑張っても七万円なので普通に賃貸を借りたとしても一時金が足りないし、借りれたとしても家賃に三万円払ったら残りの生活費が三万円になります。そんな場合でも収入の割で十分に住める。これから年金暮らしになって、年金六万円ぐらいでも住み続けられるんじゃないかという話をされてきました。家賃六五〇〇円というのは大変に大きいのだと思います。せめて国もこの程度の家賃で貸せるようになって、救われる人はいっぱい出てくると考えています。つぎに公社の方と見に行った現場の写真を紹介します(資料)。建て替え対象とは言え、階段室型の壁式で大変に

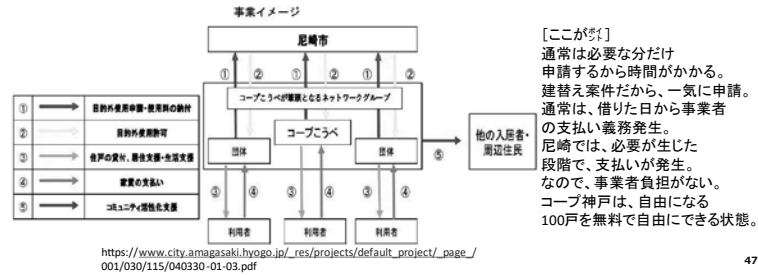
公営住宅目的外使用による住宅困窮者支援のはじまり

兵庫県、尼崎市、市営住宅340戸を目的外使用申請し、建替え予定のおおむね100戸を地域包括連携協定を締結するコープ神戸を通じて、支援団体組織に6,500円で供給

目的外使用: 地方公共団体が、公営住宅を、その「用途又は目的を妨げない」ものとして使用する。

本来は、公募⇒抽選⇒入居決定して市と入居者が契約
緊急性の高い案件に対して対応できるよう、自治体があらかじめ複数個を国交大臣の承認を経て、確保。上のプロセスを経ずに、入居できる仕組みを作る。

尼崎市はコープ神戸と契約、コープ神戸がサブリースする形で、各団体へ供給



すっかりしてます。阪神淡路大震災の時びくともしなかつた物件なので、大変いい物件だとのことです。そして地域で若年女性の居場所支援を行っていた団体が一室借りられました。子どもたちが集まって勉強できる場所を作るのに物件を借りたくても、不特定多数に集まられたら困ると反対意見が出たりするんです。そんな中でもようやく借りることができた小さな事務所のような場所が六万五千円でした。コープこうべが声を掛けたら同じ値段で十室借りれるとなりました。しかも目の前に集会場があるんですが、開かずの扉状態だったのを自治会に相談したら一回千円で使えるようになり、子どもたちのダンススクールが始まり、地域の人たちも子どもに習わせたいということになりました。結果的に今まで収益がなかった自治会の集会所で収益が上がるようになりました。人が入ると空気が動くという言い事例になります。部屋を複数借りた団体は、その部屋を若い人たちのシェアハウスにしました。普通公営住宅は一世帯一住区なので、そういうシェアタイプは作れませんが、目的外使用で法律を外しますので、そ



Office ひとふさの葡萄

若年女性のための居場所、
住まい整備に向けて、4戸を賃貸。
自宅に居場所のない子どもや、
実家を出たい若者のシェアハウスを運営

ういったような使い方もできるようになった事例です

●就労つきシングルマザーのシェアハウス(資料 千葉
県南流山)

次は千葉県の南流山の案件です。ここは元々地主の方で、この辺り一帯の賃貸物件を持っておられます。今の方は三代目で家を継ぐために帰って来られました。その際に全部の物件を見直したところ、築年数の都合で家賃を下げるような状況でした。家賃を下げてでも空室がすくなく目立ちますし、今後人口が減少して行って、さらに築年数経っていくと、どこまで家賃を下げ続けたらいいのかという家主側の問題に直面しました。しかし地域から絶対に対求められる社会資源をつけている物件であれば、築年数が経っても家賃を下げなくていい事例になります。そして元々の駐車場に新築で何か建てようとなった時に、たまたまテレビでシングルマザーの貧困をテーマにした番組を視聴したことがきっかけとなりました。

これまで賃貸市場や住宅市場が弱者だと思ってターゲ

千葉県南流山の就労、保育合築型シェアハウス

1階には、小規模保育園を併設
0, 1, 2歳の子を同伴する世帯の多くが1階の小規模保育園を利用



保育園の向かい側に緑豊かな公園も



小規模保育園オハナゆめキッズハウス

CASE3

住まいから考えるシングルマザーの支援

ットにしていたのは高齢者や障害者でした。廊下幅を広げたりバリアフリー対応にする、そういったハード面での対応が必要なターゲットだと相当に建物のコストがかかります。しかし、シングルマザーなら、エレベーターはもちろんついてますが、階段がある物件で暮らせるのではと考えました。さらには社会的要請が高いということで、シングルマザーのシェアハウスにされることを決めました。この家主さんの特筆すべき点は、シングルマザーが生きていく上で必要なインフラを考えた時に、それは保育所、その次は働く場所だと思われたことです。

何故クリーニング店なのかということを聞きました。このクリーニングは、洗濯代行店でカバンにサイズがあつて、パンパンに詰めて朝持ってきて、そしたら、夕方には畳んで、こういう形になって返してくれるというタイプのクリーニングです。普通のクリーニング店は高いスキルが必要です。しかしこは、中にたくさん洗濯機と乾燥機も並んでいて、畳む訓練さえすれば、働くことができるというような業態を選んだということです。当初、ここで働き

千葉県南流山の就労、保育合築型シェアハウス



- ・ハウス1階に洗濯代行店WASH&FOLDを開設
- ・本業を優先し、空いた時間で居住者でシフトを組む⇒Wワークの負担を減らす目的
- ・無職で相談に来たケースには個人的に職業紹介も行う

CASE3

22

ながら、上で住んでもらうことを想像してたとのことです。しかし事業をやってみると無職の人が飛び込んでくるケースがすごく多かったとのことでした。シングルマザーの字を見て問い合わせたという方が沢山いて、仕事はしていないけれど、住宅決めたらすぐ離婚しますという人がすごく多かったそうなんです。そこで困るのが保育所ですが、就業証明が取れないと、保育所はいけない、逆もしかりです。そこではまずはトレーニングで働いてもらう場所としました。そうすると家賃の取りはぐれもありません。無職の人が飛び込んできたら、ここで働いてもらって就業証明を出して保育所に入所するという形でオールインワンの支援です。そして、少し安定してきたら外に出て、一定の給料を得てもらい、自活を目指す。外で就職をしたとしても、例えば土曜日の朝や深夜などのニッチな時間で働いてもらうことによつて、家賃分が少し補える。そういう形で負担なくダブルワークをさせてあげたいとお話しされています。建物だけでは潤ったり、自活できないんですけど、そこに仕組みとか知恵とかアイデアとか、そういうものを入れることによつて、ユニークに好循環して、当事者も自活できる面白いことを考えられた事業者さんです。

【司会】ありがとうございます。もう既に取り組まれてる事例がたくさんあるから、何かできそうな気はすごくしてきます。せっかくなので、会場の方の質問、ご意見と提案とかございませんか。

【参加者】淀川区から来ました。今日来てよかったです。空き家つて結構あるんです、住めないのにあります。家主さんや地主さんに会って話を聞くと、一つの例は、淀川区に家はあるけれども、おばあちゃんは東淀川にいる。せめて税金分でも払ってくれたら、それでいいと話されてる。要は行政が良くなかったら借りたい人と貸したい人を結べない。尼崎方式は、尼崎市だからできる。淀川市だったら出来る。淀川区だからできない。区長に聞いたら、何の権

限もない。不動産業界もわかっている。それなのにややこしいことには手を貸せない。武さんなんかいい方法ないですか。

【武】 一番いいのは心ある職員を見つけることです。市長が「それ、やるわ」となったらすぐ突破できるかもしれないです。できない場合は作戦練ってやっていかないとダメなので、そういう仲介役が議員だったりします。課題があるのは分かっているので力を合わせて突破できるようにしていきたいなと思っています。横浜も福岡も家賃補助があります。あれば当事者は助かりますし、不動産業者も家賃補助があるから部屋を貸し出す、それならば空き家を使うと繋がるんですが、大阪市は無いです。しかもその家賃補助も国が半分出してくれます。それなのに何で大阪市が嫌がるかという自治体が半分出さないとダメだからです。しかし多くの課題があつて、やらないといけないという流れになれば課題も進むと思います。西脇先生や区長経験者の金谷さんからアドバイスあるなら教えてほしいです。

【金谷】 ご指摘のように、どうしても縦割りの弊害はあるかと思っています。尼崎でも縦割りはありますが、市長の判断で住宅のことをされたと思います。大阪市の場合はさらに大きな組織ですので、都市整備局や、市民局もあります。福祉局の権限もあり、これは補助金も関わってきます。公営住宅の場合は国交省の補助金がある関係で、地域対応活用^④と言う、特区的に例外的な措置というのも手続きさえすれば出来ます。しかし、そういう手続きでさえ、職員の数^④が足りない事情や検討の時間がかかり出来ていません。

例えば、平野区では公営住宅が大阪市全体約十一万戸、このうち二万戸近くあります。東淀川区でも、一万戸あります。この数字は、二七〇万市民のうちの世帯数でいうと二人で一世帯としたときに、一三〇万世帯と考えれば、公

営住宅が十一万戸というのは一割近くもあることになります。これは全国の二三〇〇市町村の中では突出した数字です。普通は一％ぐらいです。大阪市の場合は公営住宅の数が突出しているので、都市整備局は今ある公営住宅を使ってくださいと言います。この問題の整理のしかたは、市営住宅を窓口にするのではなく、子育てやシングルマザーの問題を扱う窓口にされたらいいかと思えます。子どもの貧困問題も、教育委員会や福祉局に分かれていて、非常に縦割りでした。そこで私自身も、このままでは無理だと思い、こどもサポートネットという組織を作ってこのサポートネットで全てやるという事にしました。行政はサポートネットを組織するけども、特に補助金を打っているわけでもありません。地域の知恵とかいろんな情報を総合的に政策に反映しました。今日のシングルマザーの話ですが、こどもサポートネットを一度整理したらいいんじゃないかと思えます。

市営住宅が民間の空き家をいかに借り上げるか、全面的に補助金つかなくて地域で使いますとか、いかにシステムの中に組み込んでいけるか。また公平性の議論をいかに整理するか、こどもサポートネットというようなものを作って、そこで民の知恵と一緒に民間の空き家とセットでやらないと難しいんじゃないかと思えます。

【武】居住支援協議会は大事ですね。更に補助金が入ったらいいんですけど、家賃補助は横浜市や名古屋市はうまくいっていますか？

【葛西】横浜市は元々労働者の町でもありました。釜ヶ崎に似た地域もあります。外国人の問題もありますし、民間の支援団体の力がすごく強かったと聞いています。DV支援もすごく進んでいます。民間が旗を振り、どうやったらアパートに入居できるかを戦います。住宅は福祉の基盤みたいなどころですので、ソーシャルワーカーも必ず民間の

不動産業者との連携を取っていると話をされていました。土壌が全然違います。ですので、一足飛びに横浜市みたいというのは難しいかもしれません。

山形市も、セーフティネット住宅で家賃補助をつけています。ただし居住支援が動機ではありません。地方の人口はどんどん減少していきます。街には山形大学や私大がありますので、学生に街中に来てもらいたい。そこで家賃補助を付けたが、住宅に困った人がどんどん来るとのことです。シングルマザーのシェアハウスも元々ありましたが、シングルマザー向けシェアハウスには補助はつけないと言っています。住宅はエリア制があるので、民間賃貸がたくさんあるけれど公営住宅は無いというお話がありました。首長の思いで家賃補助がついているところもあると思います。先ほど民間賃貸を準公営住宅にという話もありましたけど、そういう発想は可能性のあることだと思つています。特に空き家をお持ちの大家さんとのコンセンサスも得られるし、循環型でよい発想だと考えます。

【西脇】武さんから、一人親の募集が二二五戸あるという大阪市の説明をいただきましたが、これも見える化する必要があるというのが補足です。令和四年の募集で二二五戸に対して五一七人、二・三倍の応募があります。葛西先生がご指摘されたことですが、就労に近い場所、便利なところを希望される方が多いということとその具体例です。例えば一戸募集の例ですが、伝法で一戸に対して二十四倍、木川が三十五倍、南住吉三十一倍、日本橋が三十八倍になっています。結局、こういういったミスマッチを、見える化しないといけないと思われました。簡単に言うと、毎年三〇〇人が抽選から落ちていきます。抽選から落ちた人たちがどこに行ったのかも含めて、全然フォローできてないと思います。行政はここまでなんです。抽選倍率は二倍とか三倍とか、平均したら二・三倍ですと答弁されたら応募がそんなに来てないのかなという話で終わります。しかし細かく見ると倍率三十倍とか二十何倍の場所があるということです。

それならば政策空き家を含めて応募が集中してるところで住宅を出せないかと考えていく必要があります。今日の議論を踏まえてもう少し掘り下げていく必要がありますし、こういう問題に対応しているNPOや当事者の大阪市内の組織とうまく組めれば、もっと動かせるのだと思います。

【金谷】市営住宅の話でもう一度話をします。十一万戸あり毎年三〇〇〇戸募集してるけれど、埋まる場所は少ないです。理由は非常に使い勝手が悪かったり、狭かったり、エレベーターのない物件は無いと思いますが、駅から非常に遠い物件が市営住宅の場合たくさんあります。それから、平野区と東淀川区に多いのですが、大阪市内の中心から時間がかかるということです。大阪市内中心部から時間かかり通勤が苦しい所は、通常の募集ですら倍率に開きがあります。高倍率の場所と低倍率の場所、更には無抽選で入れる場所もあります。

私は東淀川区長の時に、政策空き家や低倍率の住宅を地域にまず貸して、子育てサロンや子ども居場所作り、保護者のシングルマザーも含めて居場所作り、子ども食堂をそこで提供してもらうとか、誘導する仕組みを作らないといけない。市営住宅の担当は空き家を埋めようとしています、ストックが非常にいいところと悪いところがあるので、それを埋めることはできません。葛西さんがおっしゃっていたいた目的外使用ですら、場所が非常に問題です。尼崎の場合は結構いい場所に建っているんです。

大阪の話だと公営住宅が平野区や東淀川区に偏在してるので、地域というコミュニティを間に入れないと難しいと考えます。尼崎でもコープこうべを通じてやっています。大阪の場合には地域を間に挟めばいいのかと思います。東淀川区ではそのようなやり方をやっていました。

【司会】ありがとうございます。今回本当に泣きそうになる話です。本当に切実で。私は子育て関係の仕事をさせて

もらっているの、本当にみんなそんな状況です。決して、みんな楽しんで生きてるわけじゃなくて。必死でやっていると毎日見ているので、ちょっと菌車が崩れたら、全部が崩れていく。容易にこのことが想像できるが故にすごく苦しいなと思います。

【葛西】公営住宅は住む以外の機能を受け入れてきませんでした。しかし住むだけでは人間は生活できない。さらに辺鄙などころでは生活が回らない。堺市南区泉北ニュータウン茶山台は大阪府住宅供給公社ですけど、団地の中に食堂を作ったり、マルシェ作ったりすると高齢者は買い物難民にならずに済みます。今おっしゃられた地域を粹にするのは非常にいいと思います。住みやすくなって、近隣で働ける人たちが住むとか、世代を超えたコミュニティが来てくると思います。箱があるからここに住みなさいというだけではなかなか難しいです。住む以外で人間の生活に必要な要素を引き込む視点が公営住宅政策にも必要だというヒントを得たと思います。

【司会】質問、最後までいいかなと思います。

【参加者】やはり辺鄙なところだと、通勤も難しいということであれば、逆に、リモート中心の部屋を作り、それに向けた仕事をマッチングさせることも、出来るんじゃないかと考えました。

【葛西】コロナ禍以降リモートワークの可能性が出てきたのと、ワーケーションなどいろんな働き方がすごくフレキシブルになってきています。それこそ縦割りではなくて、就労と住宅をどう連携するかなどを考える必要が出てきま

す。例えば、公営住宅の中にネイルサロンとか、シングルマザーが働ける場所があれば、就労とセットで持つてくるとかそういうことが必要だとずっと提案しています。しかし法律的な問題で住む以外の、そういうサービスのことはできないと言われ続けているんです。その垣根を取っ払うと、働きながら辺鄙などでも生き続けられるようになるのではないかと期待しています。

【司会】ありがとうございます。今、色々面白い新しい動きもあるけれど、大阪市自体には十分受け入れの土壌がないのは課題だなと思いました。その中でも武さんが大阪市の制度の改善に向けても色々働きかけてくださってるのもお話からわかりました。おおさかコモンズでは、議会に市民の声をあげる学習会をしてきたんですけれども、住まいるのことに關しても、当事者の声とか、一番近くで支援されてる方の声を集めていくのも、大切なことになるのかなと思います。

以上

- (1) 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和二年度～令和六年度）の概要」（大阪市子ども青少年局）
<https://www.city.osakal.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000546/546622/R205keikakugaiyou.pdf> 閲覧 2024.08.29.17:00
- (2) 「平成30年度大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」（大阪市こども青年局）
<https://www.city.osakal.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000501/501651/houkokusho1.pdf> 閲覧 2024.08.29.16:40
- (3) 「大阪市における住宅セーフティネット制度について」（大阪市都市整備局）令和三年十月一日
<https://www.city.osakal.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000571/571188/010siryoud5.pdf> 閲覧 2024.08.29.16:40
- (4) 「公営住宅管理研修会資料（国土交通省）令和4年度」
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r04/tb_r4ht_15mit_175.pdf 閲覧 2024.08.28.10:50